

総務常任委員長報告

委員長 湯淺 正司

総務常任委員会に付託されました案件の主なものについて報告します。

議案第60号「阿蘇市税条例及び阿蘇市手数料条例の一部改正について」

決を行った結果、賛成多数により、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第61号「平成30年度阿蘇市一般会計補正予算について」

から23年ほど経過しており、その間に点検が行われたことの確認はできていません。」との答弁がありました。

内牧支所所管分

内牧支所長から、「本案は、総合センターの屋外にある作り付けベンチの老朽化に伴う修繕ですが、10基のうち5基は

程度ですが、屋外の利用者数の把握はできていません。ただ、天気さえよければグラウンドゴルフが毎日行われており、そこには、30人から40人と来られますし、公園利用

期間は。」との質疑があり、管財契約係長から、「年間117万8,816円の賃料になります。契約期間は約3年であり、平成33年3月31日までです。」との答弁がありました。また、別の

委員より、「滝室坂トンネルの工事期間は、6年から7年と聞いたが、3年契約が終われば残りの期間は随時契約等になるのか。」との質疑があり、係長から、「現在は、1期工事の期間にあり、2期工事の際には契約更新となります。」との答弁がありました。

付収入で清水建設に貸し付けた旧教育委員会跡地について、1年間の貸し付け収入額と、契約期間は。」との質疑があり、支所長から、「支所の利用者は、1日平均80人程度ですが、屋外の利用者数の把握はできていません。ただ、天気さえよければグラウンドゴルフが毎日行われており、そこには、30人から40人と来られますし、公園利用

期間は。」との質疑があり、管財契約係長から、「年間117万8,816円の賃料になります。契約期間は約3年であり、平成33年3月31日までです。」との答弁がありました。また、別の委員より、「滝室坂トンネルの工事期間は、6年から7年と聞いたが、3年契約が終われば残りの期間は随時契約等になるのか。」との質疑があり、係長から、「現在は、1期工事の期間にあり、2期工事の際には契約更新となります。」との答弁がありました。

付収入で清水建設に貸し付けた旧教育委員会跡地について、1年間の貸し付け収入額と、契約期間は。」との質疑があり、支所長から、「支所の利用者は、1日平均80人程度ですが、屋外の利用者数の把握はできていません。ただ、天気さえよければグラウンドゴルフが毎日行われており、そこには、30人から40人と来られますし、公園利用

期間は。」との質疑があり、管財契約係長から、「年間117万8,816円の賃料になります。契約期間は約3年であり、平成33年3月31日までです。」との答弁がありました。また、別の委員より、「滝室坂トンネルの工事期間は、6年から7年と聞いたが、3年契約が終われば残りの期間は随時契約等になるのか。」との質疑があり、係長から、「現在は、1期工事の期間にあり、2期工事の際には契約更新となります。」との答弁がありました。

付収入で清水建設に貸し付けた旧教育委員会跡地について、1年間の貸し付け収入額と、契約期間は。」との質疑があり、支所長から、「支所の利用者は、1日平均80人程度ですが、屋外の利用者数の把握はできていません。ただ、天気さえよければグラウンドゴルフが毎日行われており、そこには、30人から40人と来られますし、公園利用

残りの5基を撤去、新たに3基の設置を予定しています。2基の減となりますが、利用状況等を考えます。」との補足

もあり、全体的にはかなりの方が利用していると思います。」との答弁がありました。

財政課所管分

「8億3,000万円という繰越金が、実質収支比率を上げているように感じますが、減額補正の対応でこれを少し下げることができたのです。」との質疑があり、財政課長から、「これは、昨年、災害復旧を優先し取り組んだことで、普通建設に係る通常事業が平年どおりできなかつたこと、また、震災に伴う特別交付税の交付額が想定より多かつたことなどが要因となっています。」との答弁がありました。

また、委員より、「予備費の適正額とはどのくらいか。」との質疑があり、課長から、「予備費の適正な額は、その年の各自治体で変動するものと考えています。突然的に発生する支出等もあり、基準となる様なものはありません。」との答弁がありました。

以上のようないい結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員より、「手数料を引き上げるとのことだが、どれだけの增收が望めるのか。」との質疑があり、総務課長から、「住民票や税の証明に関する200円を基本とした手数料が、福祉センター内の浴室天井安全点検の内容は。」との質疑があり、波野支所長から、「内容としては、目視、小型カメラを使用した点検、音を聞いて確認する打診等になりました。また、別の委員より、「市民の皆さんへのサービス面から、料金を上げる必要はないと考える。」との反対論があり、挙手による採

議案第61号「平成30年度阿蘇市一般会計補正予算について」



清水建設に貸付した市有地（内牧）

もあり、全体的にはかなりの方が利用していると思います。」との答弁がありました。

「8億3,000万円という繰越金が、実質収支比率を上げているように感じますが、減額補正の対応でこれを少し下げることができたのです。」との質疑があり、財政課長から、「これは、昨年、災害復旧を優先し取り組んだことで、普通建設に係る通常事業が平年どおりできなかつたこと、また、震災に伴う特別交付税の交付額が想定より多かつたことなどが要因となっています。」との答弁がありました。

また、委員より、「予備費の適正額とはどのくらいか。」との質疑があり、課長から、「予備費の適正な額は、その年の各自治体で変動するものと考えています。突然的に発生する支出等もあり、基準となる様なものはありません。」との答弁がありました。

以上のようないい結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

